
2014年6月28日

平成26年度 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

補助対象機器の導入申請が7月1日から受け付け開始

～ITを活用した遠隔地における点呼機器として認定されました～

飲酒運転ゼロにむけ先進的な取り組みをする東海電子株式会社（本社：静岡県富士市 代表：杉本 一成）は、この度『業務用クラウド動画点呼システム テレ点呼』および『IT点呼システム Tenko-PRO』これらの点呼システムが、平成26年度事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援等）におきまして『国土交通大臣が認定した機器』として登録されましたことをご報告致します。

記

1. 背景

2012年4月に発生した関越道高速ツアーバス事故の後、2014年3月北陸道においても高速バスの重大事故が発生、ここ2年ほど、バスドライバー、トラックドライバーの労務管理、健康管理については喫緊の課題としてさまざまな対策が行われています。

昨年度に引きつづき国土交通省では、平成26年度も事故防止対策支援推進事業として、主に自動車事業者に対して過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援を行っています。その申請受付が、7月1日から開始されます。

2. 補助事業の概要

◇募集要領

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/data/karou_boshu_2.pdf

◇過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援事業にかかる対象機器

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/data/karoukiki-ichiran.pdf>

◇補助内容：ITを活用した過労運転防止のための機器の導入に対する支援 (機能要件)

国土交通大臣が認定した機器のうち、ソフトウェアにより、運行管理及び安全運転の指導並びに記録された情報を活用できるもの。

(具体的な補助対象)

- ① ITを活用した遠隔地における点呼機器の取得費
- ② 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器の取得費
- ③ 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器の取得費
- ④ 運行中の運行管理機器の取得費

注1 上記機器の取得に際して、付随する機器（例：パソコン、iPad、携帯電話（スマートフォン）、情報が記録できる電子媒体機器、デジタル式運行記録計の車載器、インストールや設置に係る

費用等)は対象とする。(設置後のメンテナンスや指導にかかる費用は対象外とする。)

注2 上記機器の取得に際して、アルコールチェッカー、デジタル式運行記録計に付随するパソコン、上記機器を使用する際に発生する通信費及び電気代等の運用費は対象外とする。(設置後のメンテナンスや指導にかかる費用は対象外とする。)

遠隔地での点呼においては、「動画を使って、顔の表情が見える」「動画を使って、健康状態・過労状況の確認できる」点呼を行うことで、ドライバーの状態・状況を把握することができ、体調不良・過労が起因となる事故の抑止、飲酒運転防止に効果的であると考えられています。バス事業者、トラック事業者におかれては、この制度を活用されまして、自社の点呼、安全環境の強化を推進されることをお勧め致します。

※ITを活用した点呼機器の補助率・補助限度額は、購入価額の1/2、上限80万円となります。

3. 補助事業の対象となる当社製品(点呼システム)について

①テレ点呼(業務用クラウド型動画点呼システム)

<http://www.tokai-denshi.co.jp/products/Tere-Tenko.html>

本システムは、ドライバー側はスマートフォン(Android 端末)、運行管理者側はパソコン(Windows)を使用するタイプですが、本事業では、スマートフォン・パソコンの購入費用も補助対象となります。(アルコール検知器は補助対象外)

②Tenko-PRO (IT 点呼システム)

http://www.tokai-denshi.co.jp/products/tenko_pro.html

テレビ電話アプリケーション、その他カメラ等のアクセサリ類、パソコンの購入費用が補助対象となります。(アルコール検知器は補助対象外)

4. 補助対象となる期間

- ・募集期間(補助金交付申請書兼実績報告書受付期間)7月1日～11月28日
- ・4月1日～11月28日までの間に、補助対象機器を購入し取付けたうえ支払いまで終了(事業完了)しているもの。

5. その他

詳細につきましては国土交通省のHPからご確認ください。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

補助金交付申請の問い合わせや受付は、各地方運輸局等窓口にお問い合わせください。

以上